

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」

会議録要旨（全文）

日 時：令和5年8月4日（金） 午前10時から午前12時15分まで
場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室及びオンライン
出席者：足立智昭会長、本岡愛実副会長、泉洋子委員、鹿野明美委員、齋藤勇介委員、
佐々木貴子委員、関澄子委員、高野幸子委員、竹下小百合委員、津田まりえ委員
（以上、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
大友浩委員、西城あや委員（以上、次世代育成支援対策地域協議会委員）
大橋雄介委員、佐々木とし子委員、佐藤作智栄委員、塩野悦子委員（以上、子ども・子
育て会議委員）

1. 開 会

○司会 それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

司会の子育て社会推進課、佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この会議でございますが、「次世代育成支援対策地域協議会条例」及び「子ども・子育て会議条例」に基づくそれぞれの会議を合同で開催しているものでございます。

今回の会議に関しましては、オンラインと会場の併用となっております。これまでと同様にオンラインで出席されていらっしゃる委員の皆様方におかれましても、この条例第4条の規定に基づく出席として取り扱うこととしてございます。

事前に送付しております会議資料につきまして確認させていただきたいと思っております。配付資料でございますが、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2のほか、参考資料が1枚ございます。お持ちでいらっしゃらない方いらっしゃいましたら、お願いします。よろしいでしょうか。オンラインの皆様もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ここで、会議の成立についてご報告いたします。本日は所用によりまして、名簿No.2の阿部祥大委員、名簿No.4の一條美奈委員、名簿No.13の佐藤憲康委員が欠席となっております。また、名簿No.3の泉委員はオンラインの接続待ちでございます。また、名簿No.17の竹下委員につきましては若干遅れると連絡が入っております。以上の皆様方の出席をいただいておりますので、いずれも過半数を上回ることから、条例の規定によりまして、本会議は成立しているということをご報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、情報公開条例に基づきまして公開とさせていただきます。また、議事録は、県政情報センターや県のホームページなどで公開することになります。

すので、よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○司会 初めに、会議に当たりまして、保健福祉部長の志賀よりご挨拶を申し上げます。

○志賀保健福祉部長 皆様、おはようございます。

保健福祉部長、4月から拝命いたしました志賀と申します。

私、6年前、この会議の担当課長をやらせていただいております、当時お世話になりました足立会長はじめ、委員の皆様には6年ぶりの再会ということで、大変、またよろしくお願いいたしますというふうに思います。また、本日初めてお目にかかった委員の方々におかれましても、今後とも何とぞよろしくお願いいたしますというふうに思います。

それでは、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙の中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

また、昨年度の会議においては、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の中間見直しに当たりまして、本会議の場でご審議をいただき、委員の皆様より貴重なご意見を賜りましたこと感謝申し上げます。今後、中間見直しの内容を踏まえ、子育て支援の取組をより一層強化してまいりますので、引き続きご指導、ご助言いただきますようお願いいたします。

さて、今年の4月には「こども家庭庁」が設置され、6月には国の次元の異なる少子化対策に関し、「こども未来戦略方針」が決定されました。こども基本法に基づく「こども大綱」が年内を目途に策定される予定となっていることから、子どもの視点に立った施策の推進やこども未来戦略方針の実現に向け、地方の意見を取り入れながら着実に実施されるものと期待しております。

県といたしましても、こども基本法に定める「こども計画」の策定に向けた検討も含めまして、国の動きを注視しながら、次世代育成・応援基金を活用した総合的な少子化対策をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、こうした国の動きを踏まえ、中長期的な視点でのご意見など、今後の子ども・子育て施策について、ご意見、ご助言を頂戴したいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びになりますが、本会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、改めまして皆様のご協力をお願いし、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

し上げます。

○司会 それでは、以降の進行につきましては、条例の規定に基づきまして足立会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

3. 説明事項

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況（令和4年度）について

○足立会長 おはようございます。議長を務めます足立です。

皆様のご協力を得て議事を円滑に進めてまいりたいと思います。

本日の会議は、オンラインと会場の併用になっております。オンラインの参加の委員の皆様には、ご発言の際には、お手数ですが挙手とそれからご発声によりお知らせいただくようお願いいたします。また、ご発言以外の場合には、ハウリング防止のために音声をミュートにいただき、私もよく忘れるんですけれども、発言される際にはミュートを解除していただくようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は2件です。

議事の1つ目については、11時頃を目安に進行いたします。その後、2つ目のその他では委員の皆様から1人ずつ発言をいただく予定です。これはあらかじめ申し込んでいなかったもので、急で申し訳ないんですけれども、お一人お一人名簿の順番でご発言をいただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

それでは議題の1つ目、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 子育て社会推進課の三浦と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、説明事項の(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況についてご説明をいたします。

こちらの計画に基づきます各種施策の実施状況につきましては、次世代育成支援対策法及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づきまして毎年公表するということとなっております。公表に先立ちまして、本日、この会議においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、施策の実施状況につきまして、指標の状況をご説明をいたします。

資料の1-1をご覧くださいと思います。お手数ですが、オンラインでご出席をいただいている委員の皆様におかれましては、もし画面の資料が見つらいでございますとか、あとは何か回線の関係でちょっと不具合が生じるような場合につきましては、あらかじめお送りいたしております資料をパソコンの画面でお開きいただくなどしてご覧くださいますようお願いをいたします。

では、資料1-1になります。

計画の進捗状況等に関する評価、あるいは検証を行うための指標といたしまして、全部で11の指標を設定してございます。本日は時間の関係から、このうち1つ目の合計特殊出生率、2つ目の保育所等利用待機児童数、最後11番目の県民意識調査による県民満足度、こちらの3つにつきましてご説明をさせていただきます。

2ページをご覧くださいと思います。

こちらがそれぞれの指標の経年の変化というふうになっております。

初めに、2ページの上段、1 合計特殊出生率につきましてご説明をいたします。

こちら、報道なり、注目度の高い数字でございますので、若干詳しくご説明をさせていただきますと思います。

こちらの折れ線グラフの一番右側、令和4年の合計特殊出生率でございますが、宮城県につきましては、前年の1.15を0.06ポイント下回りまして、1.09という過去最も低い値となっております。全国の値につきましては、1.26ということで、このグラフには記載ございませんが、平成17年と並びまして全国的にも過去最低ということになりましたが、本県の数値は全国値よりも0.17ポイント低く、4年連続で東京に次いでワースト2位ということになってございます。本県は、平成13年——今から20年以上前になりますが——に全国と同率の1.33となりまして、それ以降は、年による増減はあるものの、全国を下回る状況が現在まで続いてございます。

少子化の背景といたしましては、経済的な不安定さでございますとか、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、あるいは家事・育児の負担が依然として女性の皆様に偏っている状況でございますとか、あるいは子育て中の孤立感、負担感、子育て、あるいは教育に係ります費用負担の重さなどなど、様々な要因が複合的に絡み合っているというふうに言われてございます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症、その影響もございまして、例えば雇用が不安定になるでございまして、外出の機会が限られるとか、そういった動き、そういった要因もご

ざいまして、先ほど申し上げた動きに拍車がかかるといったようなことも今回の結果に少なからず影響しているのではないかというふうに考えているところでございます。

本県の状況といたしましては、昨年度、庁内にプロジェクトチームを設けまして要因の分析をさせていただいております。そこからの本県の傾向といたしましては、20代から30代にかけましての女性の皆様の有配偶率、結婚されているですね、加えましてあと出生率がともに低い状況にあると。あわせまして、平均の初婚の年齢でございますとか、第1子が出生する際の年齢がいずれも高い状況にあるといったところが見られてございます。全国的に平均初婚年齢が低い地域ほど合計特殊出生率が逆に高くなるという傾向もございまして、一方で、過去にもございました県の意識調査によりますと、結婚されていない方の7割強ぐらいの方は子どもが欲しいと考えているという結果も出ておるといふところになってございますので、まず結婚などを希望される県民の皆様、早い時期に、結婚につながるような支援強化が合計特殊出生率の改善という観点からは必要なものというふうに認識をしております。

後ほど個別の施策等もご説明申し上げますが、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」への例えば登録者を増加させていく取組でございますとか、あるいは結婚・新生活に当たっての経済的負担の軽減、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成といったものを図ることが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

また、今後の少子化対策につきましては、結婚、妊娠、出産、子育てといたしましたライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組むことに加えまして、若者の皆様の経済的な安定を図るための質の高い雇用の創出・確保などを含めました総合的な対策を講じることが重要であろうというふうに考えてございます。

先ほど部長の挨拶でも申し上げましたが、昨年度創設をいたしました次世代育成・応援基金などの独自財源も活用しながら、県庁一丸となって取組を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、2つ目の指標ということで、同じページの下段、保育所等利用待機児童数につきましてご説明をいたします。

こちらは、今年の4月1日時点の値ということでございまして、県全体の合計、こちら棒グラフの青いほうをご覧くださいまして、県全体の合計では41名で、うち仙台市、こちらはピンクのほうになります、仙台市は2年連続でゼロ名ということになりました。昨年時点と比較しますと、県全体では合計で34人の減少ということになってございます。

こちら着実に減少しているという要因につきましては、保育所の整備でございますとか、あ

るいは認定こども園への移行といった要因があるものというふうに認識してございますけれども、個別の自治体等に着目をいたしますと、施設整備は進めつつも、人口の集中でございませうとか、そういったことによります申込者数の増加など様々な要因がございまして、待機児童がなお解消されない自治体も現実問題としてはございます。引き続き、国の保育所等整備交付金でございませうとか、県の独自財源、基金などを活用いたしまして、地域の実情に合わせた待機児童の解消に向けた取組を支援してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、若干資料飛びますけれども、資料1-1の7ページ、一番最後のページをご覧ください。

こちらは、県民意識調査による県民満足度についての資料となっております。

子ども・子育て支援法の基本指針におきまして、計画の成果をアウトカムの観点から測るといふことで、住民満足度などを用いて点検・評価するといふふうになされておきまして、本県におきましては、県民意識調査を用いて満足度を測るといふことにしてございます。

こちらの指標につきましては、令和3年度までは県の総合計画が、いわゆる宮城県震災復興計画というものがございましたので、そちらにひもづけられておりました「未来を担う子どもたちへの支援」に関しましての満足度を指標値として用いてございました。一方、震災復興計画が令和2年度で終期を迎えたといふこともありまして、新たな指標値は「新・宮城の将来ビジョン」といふものに基づきます「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」といふ取組に関しましての県民の満足度といふふうにしてございます。

向かって上段の表とグラフのほうですが、こちらがいわゆる宮城県震災復興計画に関しましての経年変化でございませう。最終回の調査が令和3年に行われてございまして、そのときの調査といたしましては、「満足」、あるいは「やや満足」、明るく表示されているところになりますが、こちらの合計が61.5%といふことで、徐々に率のほうが高まっていったんですが、震災後初めて6割台といふふうになってございませう。

一方、新・宮城の将来ビジョンの状況につきましては、向かって下段のほうになってございまして、「満足」、あるいは「やや満足」といふところの合計につきましては、令和3年の調査では38.4%、令和4年は31.4%といふことで、低い水準といふふうになってございませう。

こちら例えば震災復興計画のほうですと、例えば子どもたちの心のケアでございませうとか、あるいは親御さんを亡くされたお子様への支援でございませうとか、そういった取組が当然中心になっていたと。一方で、新・宮城の将来ビジョンは、まさに今話題となっております少子化対策等々といふことで、視点が若干異なる点はあるかとは思いつつ、やはりちょっと県民の

目線で見ただけの場合、本県の取組というところはちょっと依然として不十分な部分もあるのかなというところを示唆している調査結果かなというふうに認識をしております。

子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境づくりに関しましては、繰り返しにはなりますけれども、国の動向を注視いたしますとともに、次世代育成・応援基金の活用も含めまして全庁挙げて取り組むと、あるいは社会全体の機運醸成といったものにも力を入れていきたいというふうに考えております。

指標の説明につきましては以上になりまして、次に、主な事業の実施状況についてご説明いたします。

資料の1-2をご覧くださいと思います。

資料1-2でございますが、本計画に関連する施策の各項目において推進する主な事業として掲載している個々の事業の令和4年度におきます実施状況を一覧として整理をしたものでございます。

各事業の具体的な実施状況につきましては、表の右から2つ目の欄、「実施状況」という欄に記載をさせていただいております。

こちらちょっと事業の数、相当ございますので、先ほどご説明いたしました指標でございますとか、そういったものに関連する事業を中心に幾つか抜粋をしてご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、1ページの事業番号6番「子育て県民運動推進事業」についてでございます。

こちらにつきましては、官民一体となって安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進に向けまして、子育て家庭が協賛店舗で様々なサービスを受けられます「子育て支援パスポート事業」を実施いたしました。昨年度末時点で申し上げますと、利用登録者数は4万7,945人ということで、一昨年と比較いたしますと、大体1万3,000人ほど増加をしております。同じく協賛店舗数につきましては、2,525店ということで、こちらは1年間でおおよそ150店舗の増加というふうになってございます。

また、昨年度、令和4年度からは、新たに新婚夫婦、あるいは結婚予定のカップルの皆様を対象といたしました「結婚応援パスポート」による支援を開始をしております。こちらにつきましては、昨年度末時点で、利用登録者数につきましては2,019人、協賛店舗数は245店となっておりますが、今年度も引き続き、登録者数、店舗数の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

また、固定的な性別役割分担意識を改め、男性の家事・育児参画の意識を広く啓発するため

に、企業、あるいは男性、父親の皆様向けに、気軽に視聴いただける動画「パパ ナイスデー！」という動画を制作をしております。こちらにつきましては、会議、セミナーでの放映を行いましたほか、SNSを活用した周知、拡散等々を進めております。

そのほか、子どもとお出かけしやすい環境整備の一環といたしまして、「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」といたしまして、県産材を使用した置き型授乳室のモデル設置を行っております。昨年度は、県内に3か所、あとこちらの資料には記載ございませんが、今年度、もう一か所ということで、4か所、モデル設置をさせていただいております、市販化に向けたPR等々を行っております。

なお、本日、会議資料の一番最後に参考資料ということでおつけをしております。こちらは授乳室に関しましての今年度の取組に関してのご説明というふうになっておりますが、企業の皆様などが授乳室を設置される際の購入費でございますとか、あるいはリースを仮になされる際のリース料につきましての補助事業といったものを今年度開始しております。引き続き、子育てしやすい環境整備でございますとか、社会全体で子育てを応援するための機運醸成といったものを図ってまいりたいというふうに考えております。

それでは、資料1-2にお戻りいただきまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。

3ページの一番上、18番の「施設等利用費」につきましては、国の幼児教育の無償化に係る取組ということで、3歳児から5歳児に関しましての幼稚園、あるいは認可外保育施設等の利用料を一部無償化してございまして、経済的負担の軽減を図る取組をしております。

同じく、こちらのページの真ん中ほどに20番ということで、「待機児童解消推進事業」を紹介しております。こちら、昨年度は県所管の認可保育所6件につきまして、施設整備あるいは改修等に要する費用を補助いたしましたほか、事業所内保育所1件に対しまして、保育環境の整備に要する経費ということで補助を実施しております。

また、その下、2つほど飛びますが、21番ということで、「私立幼稚園に対する運営費補助」といたしましては、私立の幼稚園77園に対しましての経常的経費の補助でございますとか、あるいは施設型給付を受ける72園に対しましての特別加算に関しましての補助といったものを行っております。

次の22番「認定こども園促進事業」、こちらにつきましては、2つの項目を合わせまして、41園に対しまして、施設整備あるいは備品購入に対しましての補助を実施いたしまして、認定こども園への移行を促進しております。

恐れ入ります。5ページにお進みいただきたいと思っております。

5 ページの一番下、37番「いじめ対策・不登校支援等推進事業」でございます。

こちらは、スクールソーシャルワーカーを34の市町村に延べ66人配置をいたしましたほか、各教育事務所に不登校支援ネットワークセンターを設置し、児童生徒や保護者の支援、教員の資質向上を図りました。

また、生徒指導に課題を抱える学校35校に対しまして、支援員を配置いたしますとともに、支援員に助言を行いますアドバイザー2名を義務教育課内に配置をしております。

恐れ入ります。次は10ページまでお進みいただきたいと思います。

10ページの上から2つ目、64番「若い世代のための少子化対策事業」でございます。

こちら、大変恐縮ですが、お配りしている資料で若干訂正がございますので、ちょっとそれも含めましてご説明をさせていただきます。

事業の内容といたしましては、県内の大学生及び高校生に対しまして、妊娠・出産・不妊等に関しましての正しい知識を身につけていただき、ライフプランの形成を支援するということが目的としてございます。

ここの右から2つ目の欄で、受講者数の欄、約1,700人とご紹介をさせていただいておりますが、こちら、すみません、高校生に関しましての人数が約1,700人ということでございまして、大学生も含めた総数で申し上げますと約2,200人というふうになってございます。大変恐縮でございますが、事業全体としましては2,200人ということでご理解を賜りたいと思います。

また、あわせまして、関連いたします冊子を作成いたしまして、こちらを大学生及び高校生に各3万部ほどということで、それぞれ配布をさせていただいた取り組みでございました。

次に、11ページにお進みください。

11ページの一番上、71番の「母子保健児童虐待予防事業」でございます。

こちらにつきましては、子ども総合センターにおきまして、母子保健福祉研修を開催いたしまして、市町村の母子保健、あるいは児童福祉の担当者でございますとか、周産期の医療機関の職員計102名の方に受講いただきましたほか、助産師の方によります妊産婦電話相談窓口を設置をいたしまして、延べ501件の相談に対応してございます。

続きまして、15ページまでお進みをいただきたいと思います。

92番「子どもの貧困対策推進事業」でございます。

こちらは、子どもの貧困対策事業を実施いたします4つの市町に補助金を交付いたしましたほか、グーグルなどのインターネット検索エンジン、あるいはSNSを活用いたしまして、子どもの貧困対策に係る啓発・広報を行いました。

また、そのほか子ども食堂の運営等に係ります相談窓口の設置、子どもの居場所づくりのモデル事業の実施や市町村担当者を対象といたしました研修会の開催などを行ってございます。

また、（５）としてご紹介をしておりますが、コロナ禍の物価高騰の影響を受けました子ども食堂の運営支援といたしまして、運営団体に対しまして補助金を交付するなど、地域におきましての子どもの貧困対策や活動団体の取組を支援いたしてございます。

次に、17ページをご覧ください。

102番の事業でございます。「いきいき男女共同参画推進事業」では、「女性のチカラを活かす企業認証制度」を実施いたしまして、令和５年３月末現在で573社の企業に認証をいたしてございます。

さらに、認証企業の中から、「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」といたしまして4社を知事表彰しております。

また、「『女性のチカラは企業の力』普及推進セミナー」を開催し、120名の方にご参加をいただきましたほか、男性向けの普及促進セミナーを開催し、66名の方にご出席をいただいております。

最後、18ページをご覧ください。

18ページの下の方に再掲の64番ということで、「若い世代への少子化対策強化事業」をご紹介しております。

こちらは、令和３年度からAIを活用したマッチングシステムを導入し開設をしておりますみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」につきまして、引き続き出張登録会、あるいは相談会、あるいはオンライン、あるいは対面での婚活イベント等を実施をしております。令和５年３月末時点の登録状況といたしましては、男性の方が1,189名、女性の方は1,238名となっております。

また、令和４年度中の成婚数につきましては、55組となっております。こちらの資料には記載ございませんけれども、今年度に入りまして成婚数が順調に今のところ伸びてございまして、6月末時点というところで申し上げますと、トータルで79組の方が成婚ということで、ご退会というふうになってございます。

ちょっと抜粋してご説明をさせていただきました。その他の事業につきましては、資料に記載のとおりということで、ご承知いただければと思います。

次に、資料1－3をご覧ください。

資料1－3につきましては、就学前のお子様方が利用されます各種施設の認可の状況につき

ましてご説明をさせていただきます。

こちらは、子ども・子育て支援法に基づきます市町村の事業計画とも関係いたしますデータというふうになっております。こちらの資料でございますが、仙台市、仙台市以外、それぞれ施設の種別ごとに、令和4年、令和5年の値を示してございます。全体的な傾向といたしましては、認定こども園への移行が進んでいるということで、資料の真ん中あたり、黄色い網かけの上から3つ目の右手のほうになります。令和5年4月1日現在におきましての認定こども園の総数につきましては、県内の合計といたしまして180か所になっており、前年比で31か所の増加となっております。

先ほどちょっと説明を割愛させていただいたんですけれども、こちらの計画におきましての指標状況、先ほど資料の1-1ということでご説明をさせていただきました。認定こども園の設置数につきましては、その目標、令和6年度までに150か所というふうにごうたってございまして、今回180ということで、単純な箇所数ということで申し上げますと、目標数に到達をした格好というふうにはなってございます。

認定こども園につきましては、幼児教育と保育を一体的に提供いたしますとともに、保護者の就労状況を問わず利用が可能であるなどのメリットがございまして、待機児童解消に向けました保育の受け皿としての役割も期待されているところでございます。

一方で、先ほど指標を説明した際にも申し上げたんですけれども、現実問題といたしましては待機児童が発生している自治体も依然としてあるということもございまして、引き続き認定こども園への移行のための施設設備等の基準でございまして、か、手続に關しましての相談対応などを行いますとともに、各種補助金を活用いたしまして、より多くの施設の設置に向けまして県としても取組を継続してまいりたいというふうにごうたっているところでございます。

駆け足となりましたが、説明事項の(1)につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○足立会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づく施策の実施状況についての説明がありました。事務局からの説明に対して、委員の皆さんからご質問とかご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。リモートの委員の皆様も、ありましたらどうぞお手を挙げてご発言いただきたいと思いますけれども。大橋委員、どうぞ。

○大橋委員 資料1-2、15ページの92番、子どもの貧困対策のご説明について1点、ご質問でございます。

先ほど（２）としまして、子どもの貧困対策広報事業、検索エンジンやSNSを活用した子ども貧困対策の啓発・広報というお話あったんですけども、勉強不足で申し訳ないんですが、これはどういった取組をされたのかと、あとは何か成果と言えるものが出たのであれば、それについても教えていただければと思っております。

○事務局 ありがとうございます。

こちら、まず子どもの貧困といった場合に、例えば一般の皆様の中には、なかなか現状でございますとか、そういったものをご存じないような状況もあるだろうというところでございます。本当に広い意味になりますけれども、子どもの貧困に関しましての全国的な、あるいは県内の状況でございますとか、あるいはその解消というんですかね、それを支える取組といたしまして、例えば子ども食堂のような現場が活動していただいている、あるいはその子ども食堂といったところに一人一人の県民が例えばどういうふうに関わっていくことができるかとか、そういったものをご紹介をさせていただいております。成果といいますと、それをご覧いただいた回数とかということはどうしても把握をする必要がありまして、値がすぐ出ていなくて恐縮ですが、なかなかそれがその具体の取組に結びつくかというところまで追跡するところには若干難しさはあるかなというふうに思っております。今年度も、一応同様の取組をさせていただくことにしております。実際の広報はこれから間もなく開始ということになると思うんですけども、国ですと例えば先日生活基礎調査ですか、こちらの値が公表されまして、子どもの貧困ということで申し上げますと、9人に1人、従前の調査ですと7人に1人というような値でございましたが、そういった状況もございますので、そういった情報も改めて県民の皆様にも周知を図りたいというふうに考えてございました。

○大橋委員 ご回答、ありがとうございました。

おっしゃったとおり、先日最新の国の統計が発表されましたけれども、やはり年々子どもの貧困に対しての社会の関心が薄れているような印象がございまして、今回の結果についても、取り上げたマスコミが何か少なかったなという印象がやっぱりあったので、こういった地道な広報活動ってすごく大事なかなというふうに考えておりましたので、引き続きよろしく願いたします。

○足立会長 どうぞ。

○鹿野委員 5ページの37番、いじめ対策というところのソーシャルワーカーの先生の配置についてなんですけれども、34市町村、66名とありますが、私もちよっと不登校とかひきこもり等の介入のときにソーシャルワーカーの先生とお会いすることが多々あります。そのときに結構

時間に追われ、せっかくお声がかかっても、なかなかスムーズに対応できるときだけではないというお話を伺っておりますが、この66人の配置というところで、どんな、これで大丈夫という人数で配置なさっていらっしゃるのか、その状況、現場の把握というのはどんな形なのか、ちょっと現状をお聞きしたいと思います。

○事務局 義務教育課の早川と申します。よろしくお願いたします。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、仙台市を除く34市町村教育委員会に委託事業ということで進めております。各市町村教育委員会で、必要な人数を雇用している状況になっておりますので、それぞれの市町村でご判断いただいて、それに対してこちらで支援するというようなことになっております。ただ、現場からは、実際、委員さんからご指摘いただいたとおり、もっと活動の時間が欲しいというような声も上がっていることは事実でございます。そういった声も受けとめながら、市町村の中でも時間や予算の使い方などを工夫しながら進めているというところですので、今後も市町村教育委員会と情報の共有をしながら、必要な支援の在り方については検討していかなければならない認識しているところでございます。

○足立会長 よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

大橋委員。

○大橋委員 今の話に関連してなんですけれども、私も昨年度福祉大の先生と一緒に県のスクールソーシャルワーカーの研修の講師を務めさせていただいたときに、やはりお話のとおり、なかなか時間が取れないという声がすごく現場のほうからも多かったと認識しております。一方で、やっぱり国の取組や予算との連動という部分も大きいと思っておりますけれども、ちょうど今こども家庭庁のこどもの貧困部会等でも、このスクールソーシャルワーカーを常勤化しなくちゃいけないんじゃないかとか、そういった議論も結構出てきているので、ぜひ国のほうにも、そういった現場の声を伝えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

○足立会長 ありがとうございます。

ほかに委員。どうぞ、竹下委員。

○竹下委員 資料1-2の6番目、「新たに結婚応援パスポートを開始したほか」というところがあるんですけれども、これ私たまたま自分が県の子育てのLINE登録してしまして、こういうのあるんだなというふうに拝見しておったんですけれども、実際これって結婚応援なので、結婚したい方とか、あと結婚を考えている方が利用できるものと思うんですが、こういったところでこういったものがあるよというのを周知されているんでしょうか。

○事務局 現状としましては、当然県のホームページ等々ではご紹介をさせていただいておるところですが、どちらが先かというところにはなりますけれども、協賛をいただいている方、例えば、結婚に関心をお持ちの方と親和性のあるところというところで申しますと、例えばブライダル関係の業界の方とかには協賛店舗としてもご登録いただいていますし、そこを通じて、当然いらっしゃるカップルの方とかにお知らせする機会というのをつくっていただいている。あと、今回人数ということでご紹介をさせていただきましたが、パスポートの周知に当たりまして、子育て支援パスポートと結婚応援パスポート、両方プロモーション業務のような形で、例えばフリーペーパーのようなものですか、そういったものに制度のご案内とかいったものをご紹介させていただいているということで、徐々に利用者を、ご登録者を増やしていきたいということで今進めてございました。

○竹下委員 ありがとうございます。

そう申しますと、パスポートに今ご登録されている人数とかというのは、どれくらいかというのは。

○事務局 現状、そうですね、3月末ということですので、こちらの資料に入れて。

○竹下委員 書いてありました。失礼しました。

○事務局 結婚応援ですと、現状2,000名強ぐらいということで、子育て支援と比べますと、ある程度やっぱり対象の方は限られますので、人数として、子育てのほうは5万人弱ぐらいでありまして、それと比べるとやっぱりどうしても人数としては小さくなりますが、現状としましては大体2,000名強ぐらいということになっております。

○竹下委員 ありがとうございます。

○足立会長 ほかに。どうぞ、本図委員。

○本図委員 失礼します。大変多岐にわたる精力的な取組をされていること、改めて勉強になりました。ありがとうございます。

その上でなんですけれども、3つお尋ねしたいことがございまして、合計特殊出生率の庁内特別プロジェクトですかね。実態分析からということで、県庁の皆様のやる気を感じたところなんですけど、これは、先ほど大きな分析としては、そもそもご結婚されていない方が多いというようなことも一つだというふうに理解したんですけれども、業種別に分析もなさっていますでしょうか。私の肌感覚として、公務員の方のご結婚されている状況だとか、子育てのしやすさというところが実は結構ネックなのではないかという認識を持っておりまして、そのような思いがあってお尋ねする点でございました。

質問だけ一気にいきたいと思います。2点目は、資料1-2の18のところでありました、子どもが生まれた後の子ども・子育てのところで、大変な額で無料措置をしておられるということで、いや、これは施策の18なんですけど、すごいことだなと思っているんですけど、これは県の独自の予算なんですか。国からも来ているものを活用しているんですか。と申しますのは、これだけ大事なことがやはり継続性があるということが、これから子育てをしていく世代にもアピールになってきますので、そのような点で、もし国からも来ているものを活用しているのであれば、継続性ということについてどうお考えなんだろうというようなことを思っの質問でございました。

3点目は、県民調査が出てまいりましたが、これは確認なんですけれども、子育てをこれからするかもしれない、今していらっしゃる方も、県民の人口動態に合わせてこの300人ぐらいお聞きしているんだと思うんですが、きちんと等分化されて回答していただいているという認識でよかったですでしょうか。

以上3点になります。

○事務局 ありがとうございます。

ちょっと十分な答えになるかどうかあれですけども、まず1つ目の庁内でのプロジェクトでの分析でございます。私もこの4月からで、昨年どこまで掘り下げてというところは間接的にしか承知していないんですが、今お話のあった業種別というところまで踏み込んだ分析は、現実問題としてはちょっと厳しかったかなというふうに捉えてございました。公務員というところとは若干違いますけれども、昨今の報道でございますと、地元の金融機関のコンサルさんのほうで、何か最近その資料を公表されたというものがございまして、それが県内の各市町村ごとに、どういった要因がいわゆる合計特殊出生率にプラス、あるいはマイナスに作用しているだろうかというようなものを分析された資料でございまして、本当はいろんな業種というところまでできればなおよろしいのかもしれませんが、例えばそこで触れられていたのは、第1次産業の率と出生率との間には正の相関があるんじゃないかと。それは、産業そのものが要因なのか、あるいは三世代同居みたいな形の暮らしが根強い地域なのかとか、いろいろ要因はあるかもしれませんが、例えばそういったものが資料としては公表されてございました。総合的な少子化対策といった場合に、私ども当然福祉分野としては直接的に関わりが出てくる話ではございますけれども、今お話のあった例えば公務員というようなことだとか、広い意味での仕事とか、そういう話になりますと、県で申し上げれば経済商工観光部とか、そういったところの取組ともやっぱり連動しなきゃいけないということもございますので、分析にお

いて庁内的な横断というふうには申しましたけれども、今後の取組といったところでも、庁内で横断的に対応しなきゃいけないというような課題認識は持っているところでございました。

あと、2つ目の事業の18番、施設等利用費、12億円ほどの決算ということで出てございますが、こちら制度としましては国全体の制度というふうになっておりまして、県としての金額も相当大きな額ではございますけれども、全国で実施するものということでございますので、お金のなところも、ある程度制度の中で裏づけられている中で取り組んでいると。そういう意味では継続的な取組というふうにご理解いただいてよろしいかと思えます。

それからあと、3つ目の県民意識調査でございますが、こちら新・宮城の将来ビジョンということで、今回のご説明の中では子ども・子育ての部分を取り上げましたが、それ以外の県のもろもろの取組を調査するということもありまして、県内各圏域ごとに大体同じぐらいの人数の方とかいうことで抽出をさせていただいております。なので、いわゆる、例えば小学生・中学生とか、そういった方まではたしか対象としていなくて、成人に達した方の中からたしか抽出をした調査だというふうにご理解してございました。

○足立会長 そのほか、ご質問。どうぞ、佐藤委員。

○佐藤（作）委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

資料1-2の64番、10ページです。若い世代のための少子化対策強化事業のところ、先ほど高校生1,700人、大学生含む2,200人の方に冊子を配布したとあったんですけども、こちらの高校生のほうは、学校で希望があったところに配布したのか、全部の宮城県内の高校に配布したのかお伺いさせていただきます。

○事務局 こちら大きくセミナーの開催とあと冊子の配布というふうになっておりまして、まずセミナーの開催につきましては、学校のほうから希望がありまして、それが先ほど1,700、高校で申し上げると1,700というふうに申し上げましたが、数で申し上げますと12校で昨年度は開催いたしました。あと、冊子につきましては、県内の各高校にということで、ひとしく配布をさせていただいております。

○佐藤（作）委員 ありがとうございます。大切なことなので、広く今後も周知していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○足立会長 そのほか、ご質問、ご意見と、竹下委員。

○竹下委員 すみません、質問じゃないんですけども、今ちょうど私、先ほどお話に出た新聞の記事を持ってきていまして、もしよろしかったら、まだ見ていらっしゃらない方がいたら、回して見ていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。（「どう

ぞ」の声あり)

これすごくまとまっていて、特に子育て基盤が充実課題というふうに書いてあったんですけども、やはり今は宮城県が掲げている、若い世代から、もう幅広く切れ目ない支援をしていかないと、やはり今後、若者、宮城に今いる子どもたちがどんどん流出してしまうんだなというのを非常に危機感を感じる記事でした。ぜひ皆さんに見ていただけたらと思います。

○足立会長 そのほか、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

オンラインの委員の皆さん、いかがですか。手を挙げにくい状況かと思えますけれども、よろしいでしょうか。

じゃ、私から1点、ちょっとご質問といたしますか、資料1-1の虐待に関する、5ページ目ですね。スライド7の児童虐待相談件数で、平成27年から29年に関しては、むしろ減っているか横ばいなんですけれども、その後急激に増えて令和3年、平成29年を1とすると大体2.5倍ぐらいの数値になっておるんですけれども、これ全国のデータを見ると、この間の全国だと大体1.5倍ぐらいの数値なんです。そのほか宮城県の数値で、例えば小学校における暴力行為などを見ても、平成29年ぐらいまでってそれほど全国と変わらないか横ばいぐらいの数字なんですけれども、これぐらいから急に宮城県が他県、全国のデータと比べると2倍ぐらいの上昇率になるんですよね。何でこんな急激に悪化しているのか。もし何かありましたらご説明お願いします。

○事務局 子ども・家庭支援課でございます。

今足立会長からお話がありました資料1-1の7番、児童虐待相談件数ということでよろしかったでしょうか。令和3年度が3,497件ということで、仙台市が1,733、仙台市を除くと1,764と、令和3年度の数字になっております。これ令和4年度はまだちょっと公表していないんですけれども、県分がおおよそ2,000件ぐらいということで、また増える見込みになっております。

今、会長からもお話ありましたとおり、ここ数年、かなりの勢いで児童虐待件数増えておりますけれども、当課のほうで把握している、把握というか分析というか、認識としては、ここ数年の虐待通告件数が増えているんですけれども、特に増えているのが警察からの通告でございます。警察からの通告が今全体の半数以上、過半数になっておりまして、その中でも特に多いのが心理的虐待の通告になってございます。心理的虐待、様々ありますけれども、特に最近言われているのが面前DVであったり、子どもの目の前で夫婦げんかをする。分かりやすく言うと、そういったひどい場合、それが警察のほうに通告があって、何らかの形で警察のほうで

それを把握されて、この状況であれば、この者を面前DVということで、心理的虐待に当たるので児童相談所に通告しますということで、警察から通告が来る。この件数は、ここ数年、かなりの勢いで増えているという状況です。

捉え方としましては、昨年ちょっと大橋委員とのやり取りで少しお話をさせていただいたところではあるんですが、我々として、児童虐待通告件数が増えることが、それ自体が悪いというふうには捉えておりませんで、当然通告もなくなるのが理想の世界だとは思いますが、まずはやっぱり早期発見・早期対応が最も求められていることだと思っておりますので、認知が増えるイコール悪いことではないと思っておりますので、とにかく早い段階で、通告があればもう早期に対応して、児童相談所の介入すべきケースなのか、市町村にお任せできるケースなのか、それとも注意ぐらいで済むケースなのかというところは、そのケースのアセスメントとして適切なケース管理を行って重篤化を防ぐ、それがまず第一だと思っておりますので、ケース、通告案件自体はお話あったように大分増えてきておりますけれども、重篤化を防ぐということで、今現場のほうでは県の児童相談所、仙台市児相さんも含めて、児童相談所と市町村の相談機関と警察と連携してしっかり対応しているというふうに考えております。

○足立会長 ありがとうございます。

それで、心理的虐待についてお願いがあります。心理的虐待について通報があって、介入する段階になりますと、保護者と児童相談所の間で、「言った」、「言わない」の押し問答となり、結局、児童相談所が介入できないケースがあります。しかし、最近の心理学の知見では、心理的虐待の方が身体的虐待よりも予後がわるいという知見もあり、しっかりと対応する必要があります。心理的虐待以外は、虐待の重篤度の目安が示されていますが、心理的虐待についてはそれがありません。全国のデータでも心理的虐待の報告が多くなっておりますので、きめ細かな対応ができるようお願いいたします。

○事務局 心理的虐待については、まさに先生おっしゃるとおりで、DVの場合はよくハネムーン期だとか何とか期だとかとあるように、波が繰り返されますので、その場ではかなり、例えば殴ったりとかということがあったとしても、またすぐ次の場面になると急に仲よくなったりとかということがあったり、なかなか児童相談所というのの介入が難しいというのは本当におっしゃるとおりだと思っております。そこは関係機関、やはり警察であったり、市町村であったり、連携して対応していくようにということで、今取り組んでいるところです。

あと、本当に重篤なケースになれば、当然婦人保護のほうとも連携をしながら対応していくことにはなると思いますが、その辺も当課で所管しておりますので、連携を密にして対

応していきたいと考えております。

○足立会長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問とかご意見等ございますか。

なければ、次の議題をスタートさせていただきます。

(2) その他

○足立会長 続きまして、議題の2つ目、その他でございます。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 では、説明事項の2点目、その他ということで、こども政策に関しましての国や県におきましての最近の動向、あるいは今後のスケジュールのようなどころにつきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

資料2のほうになりますので、そちらをご覧くださいと思います。

こちら資料2は、国の資料、こども基本法の概要のうち、地方公共団体ということで、都道府県でございますとか市町村などが関係する部分を抜粋した資料となっております。

今年の4月1日からこども基本法が施行をされております。

こちらの法律で示されたこども政策の基本理念に基づきまして、政策を推進するための司令塔といたしまして、皆様ご承知のとおり、内閣府の外局ということでこども家庭庁が設置をされております。こどもの権利を保障しまして、「こどもを誰一人取り残すことなく、健やかな成長を後押しする」ということをうたう組織というふうになっております。

資料には若干記載のない部分でございますけれども、こども基本法の施行に先立ちまして、3月末に国でまとめました試案、あるいは6月に閣議決定されました「こども未来戦略方針」などでは、今後3年間を集中取組期間といたします「こども・子育て支援加速化プラン」といったものが示されてございます。

報道にもございますけれども、例えば児童手当の所得制限撤廃といったような制度の大幅な拡充でございますとか、あるいは保育士の配置基準の改善、共働き・共育での推進など、時代に合わせました発想の転換でございますとか、あるいは妊娠期・出産期に当たりましての伴走型相談支援を具体的に制度化していくでございますとか、出産費用に保険を適用するかどうかとか、様々な話題が出ておりまして、ひいては地域全体、社会全体でこどもがまんなかの社会を実現するといったところを目指しているというところでございます。

今後の国における動きといたしましては、こども基本法に規定されております「こども大

綱」というものがベースになってこようかと思えます。お配りしている資料で申し上げますと、第10条というところで、県、あるいは市町村のこども計画の策定といたぐだりがありまして、そこの1つ目に、国のこども大綱を勘案し云々というところがございすが、こちら国のこども大綱につきましては、現時点の情報によりますと、年内を目途に策定をされるのではないかということになってございす。

こども大綱が策定をされますと、従来、都道府県、私どもを含めまして別々に策定をされておりました少子化社会の対策に関しましての大綱でございすとか、子ども・若者育成支援の推進に関しましての大綱、あるいは貧困対策に関しましての大綱といったものが一元化されるというふうになってまいりす。

それによりまして、政府としまして、総合的、あるいは一体的なこども施策を進めていくということになってまいりす。それを受けまして、県の今後の動きということでご紹介をさせていただきますと、先ほど第10条というふうに申し上げました都道府県のこども計画の策定というものが今回の努力義務というふうにうたわれてございす。

こちらの都道府県のこども計画というふうになりますと、まさに昨年、皆様方にご審議いただきました「みやぎ子ども・子育て幸福計画」はもちろんのことなんですが、子どもの貧困対策計画とか、その周辺の計画もひっくるめた形で、一体のものとして策定することもできるというふうになってございまして、まず当面、私どもといたしましては、こども大綱がどういう姿に仕上がっていくのかという国の動向をまず注視をしてまいりたいと。加えまして、それが出た後には、県のこども計画の策定に向けた作業といったものが入ってまいりすので、それに向けた準備といったものを進めてまいりたいというふうに考えております。

繰り返しになりますが、具体の作業というふうになりますと、年末にも見込まれます国のこども大綱を受けてからということになりますので、多分年明け以降とかというご相談にはなつてまいりすけれども、その計画の検討に当たりましては、こちらの会議も活用させていただきまして、策定に向けての方針でございすとか、あるいは計画のたたき台のようなものをご審議いただき、ご意見を賜るといったことが出てこようかと思えますので、引き続き委員の皆様におかれましてはご協力をいただければというふうに考えております。具体のスケジュールが現状なかなか申し上げられなくて恐縮ですが、そういったものがあるということでご理解をいただきたいと思つております。

また、お配りしている資料で、第11条ということで、「こども等の意見の反映」というところがございす。こちら地方公共団体におきましては、こども施策の策定・実施・評価などに

当たりまして、施策の対象となる子どもさん、あるいは当事者の皆様の意見を幅広く聴取をして反映させるために必要な措置を講じるというふうになっております。

県といたしましても、そういったまさに子どもさん方、あるいは子育ての当事者の方から意見を聴取するための方法ということで、まず今年度できるところから何があるだろうかという検討を進めております。

今年度の状況に関して申し上げますと、ほかの部局の事業をちょっと使わせていただく格好になりますが、「みやぎの青少年の意見募集事業」といったものがございまして、そこで中学生から大学生ぐらいまでの方を対象にアンケート調査、あるいは意見交換会を予定しているというところもありますほか、あと当課の事業で申し上げますと、子育て支援パスポート、あるいは結婚応援パスポート、先ほどプロモーションしているというふうに申し上げましたけれども、こちらの事業におきまして、ご登録されている当事者の皆様に対しましてのアンケートを実施するとかいうことで、まず既存の事業を活用しながら意見の聴取を進めてまいりたい。

その点につきましては、こちらは今時点の情報で申し上げますと、国からその意見聴取に関してのガイドラインみたいなものが追って示される予定というふうに伺っておりますので、そういったガイドライン、あるいはほかの自治体の取組なども踏まえまして、意見聴取や反映方法につきましても、よりよい姿みたいなものを検討してまいりたいというふうに考えていたところでございます。

簡単でございますが、説明事項（２）につきましては以上となります。よろしく申し上げます。

○足立会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました県のこども計画策定等に向けた取組に関しまして、委員の皆様から、お一人、二、三分ずつ、短い時間ですけれども、ご意見とか、ご提言、あるいはご質問などもあればと思いますけれども、頂戴したいというふうに思います。

では、委員名簿順にご意見をお伺いいたしたいというふうに思います。

まず、宮城県保健師連絡協議会、泉委員、お願いいたします。

○泉委員 泉と申します。いつもお世話になっております。

こども基本法の概要について説明いただきましてありがとうございます。

現在、各市町村において第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しているところだと思っております。今回国のほうで、こども計画の策定というふうな形でお示しをいただいた中で、宮城県のほうで、これについても検討してまいるというふうなことで認識させていただいてよ

ろしいのでしょうか。実は、市町村のほうのこども計画についても、県のこども計画のほうと、それと整合性を図りながら進めていくというふうなことで示されているところだったものですから、今各市町村のほうで、こども計画をつくるということで手を挙げた市町村は全国で47というふうに聞いておりました、宮城県のほうでも、宮城県内でも数少ないかなというふうに思っています。やはり宮城県のほうで先駆けて進めていただきながら、市町村のほうに提示していただければありがたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○足立会長 ありがとうございます。事務局から何かございませんか。

○事務局 ありがとうございます。

先ほど、そうですね、今お話ありましたように各市町村さんでもこども計画の策定、努力義務というふうになっておりました、それに当たっては、国の大綱と、あと県の計画を参考とするというふうになっておりますので、現時点で正確なスケジュールまで申し上げられないのは大変恐縮なんですけれども、もちろん本日お集まりの委員の皆様にもお知らせをしながらになりますが、検討の状況につきましては、各市町村さんとも共有させていただいて、計画の策定に滞りがないように私ども努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○足立会長 それでは、公募委員の大友委員、オンラインですね、よろしくお願ひいたします。

○大友委員 大友といいます。よろしくお願ひします。

事務局の皆さん、細やかな政策等の丁寧なご説明ありがとうございました。

今回の政策からはちょっと離れる部分あると思うんですけれども、私が個人的に関わっている事柄について1点だけお話をさせてください。

私は、2年前に高校の教員を退職した者なんです、縁あって教職の最後に難病の高校生の進学ということに関わったんですけれども、聞こえていますかね。（「聞こえています。大丈夫です」の声あり）すみません、ちょっと心配になって。それで、私はもう現職を離れたので公式に関わるわけにはいかないんですけれども、今でも宮城県の難病相談支援センターのほうから私に非公式に相談が来ることがあります。内容は、ほぼ支援学校のほうから大学に進学できないんだけどどうしたらいいのかという、それに類したような相談です。非公式に私相談に乗ったりするんですけれども、そのことについて宮城県のほうに1点だけお願ひがあります。

障害者の進学については、なかなか現場の教員とかも、認識、なかなか難しい問題あるんで

すけれども、ただ1点、制度的なちょっと課題もありまして、皆さんご存じかもしれませんが、障害者総合支援法の中の国が所管している制度では、職場と学校でヘルパーが使えません。修学と仕事上は使えないという決まりがあるんですけれども、学力がかなり高くても大学でヘルパーを使えないという状況にあるんですが、実は1点だけ、自立生活支援事業、自治体の裁量で認められるという制度があります。全国の中でも、それをやっている自治体、そんな多いわけではないと思うんですけれども、実は私が何年前かに協力した事業で、仙台市においては大学でヘルパーが使えるようになっていました。2年ぐらい前だと思うんですけれども、相談を受けてまた関わった事業で、富谷市、富谷市に住民票があれば富谷市でも富谷市の裁量でヘルパーが使えるようになっていました。ただ、宮城県の中でも、今は名取市、岩沼市、そのほかの自治体から行こうと思ったら、恐らくまだヘルパーが使えない。ヘルパーが使えないと、重い肢体不自由のある子どもだと恐らく年間300万円ぐらいかかるでしょうから、相当裕福な家庭じゃないと行けないという子どもたちがいるんだろうと予想しています。

それで、実は仙台市と富谷市では使えるようになっていたので、宮城県さんのほうにも、実はさっきこども基本法の中で関係機関との有機的な連携というお話もありましたので、ぜひそういう情報というかつながりのほうもお願いできればなと思いました。

その1点だけ、すみません、個人的なことではありますが、お願いします。

○足立会長 いえ、ありがとうございます。今のご意見に事務局、何かございますか。

○事務局 すみません、実際細かい制度になりますと、ちょっと本日出席している事務局に直接の担当課がおりませんので、今いただいたお話、関係課のほうにはつながせていただきますので、貴重なご意見ありがとうございます。（「よろしくお願いします」の声あり）

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 お話あったとおり、今後、国のこども大綱が策定された後にこども計画をつくっていくことになると思うんですけれども、ちょっと懸念しておりますのは、やはり少子化の進展というところがすごくインパクトが強くて、一方で、生きづらさを抱えた子どもたち、具体的には貧困だったりとか、不登校、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーとか様々あると思いますけれども、そういった子どもたちへの視点というのが薄くなってしまわないように気をつけていかなくはいけないんじゃないかなということを考えております。

もう一点、今日、児童虐待の相談件数の話のところでも出ましたけれども、やはり虐待相談件数が増えている中で、それは良い面、悪い面、どちらも捉えられるというふうに思っており

ますけれども、そういう中で、現実今ちょっと問題だと思っておりますのは、やはり虐待相談を受けた家庭が、その後在宅の見守りをしていこうとなった場合に、それを見守る社会的な資源がすごく薄いんじゃないかなと。施設や里親さんとかに措置される家庭というのは本当に一握りでございまして、大多数はやっぱり家庭で見守っていこうというふうになるわけですが、具体的にじゃどうやって見守っていこうかという、その手段がなかなかないまま、結果的に放置されてしまっているような子どもたちや家庭がすごく増えているなという実感がございます。ですので、今後、宮城県もこども計画を策定して具体的な施策を検討していく中において、そういった子どもたちを受け止めていくような見守りの社会資源、例えば居場所だったりとか、訪問支援とか様々な手法あると思うんですけれども、そういった見守りの社会資源をやっぱり充実させていかななくてはいけないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

事務局の方でご意見をうかがったということによろしいですか。

それでは、宮城県の民生委員児童委員協議会の鹿野委員、お願いいたします。

○鹿野委員 私は、出生率の減少ということに、とても何かこの先どうなるんだろうと。こどもまんなか社会ということで、いろいろ施策が立てられているようですが、子育ての環境も大きく影響しているのではないかと先ほどお話にあり、業種別というようなことがありましたが、パパの育休の応援ということで、安心して育休が取れて、安心して子育てに参画できるという環境というものがなかなか充実していないと思うんですね。叫ばれてはいるんですが、企業によって、その環境が大きく差があるということに、とても何か、じゃ、そういう企業に入った方は安心して子どもを産み育てられるが、業種別でそういう環境にない方はなかなか子どもを産み育てることができないのかと思うと、とても何かそういう社会であっては、今課題とされている出生率の減少に、なかなか応えていくことができないのではないかと感じております。そして、企業でという支援の差が大きくなればなるほど大変なことになっていき、本当に切れ目のない支援をとということを掲げておりますが、即実施にかからないとという、何かちょっと焦りというのか、私たち年代から本当に今後のことを考えると大変な事態になっていると思います。そして先ほど、ちょっと流出というお話がありましたが、本当に環境のよいところに流出しているという話題がこの頃テレビなどでも大分報道されておりますので、そこについても、もっともっと何か力を入れて、本当に大変な事態になっているのではないかと感じております。

また、先ほど、オンラインで参加なさっている方で、障害があっても、学力があっても、その制度が適用されていなければ、貧困家庭では多額の費用で、そのサポートが使えないという、そういうところにおいても、子どもは平等に健やかな成長とうたっているが、平等ではないのではないかと。障害がある、ないは、その子どもに責任があるのではないと思います。どんな子どもでも健全に育っていけるように、もっともっと充実していかなければならないと、本当にそう思いました。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、公募委員の西城委員、お願いいたします。

○西城委員 本日は、県での取組の幅広い、いろいろな施策を聞かせていただきまして、本当に勉強になりました。ありがとうございます。

私は、泉区のほうでピアノ教室をしております、今現在70名ほどの生徒が通ってくれていることと、それから個育てコーチング協会というものの代表理事をしております、お母さんが子どもとの関わりを学ぶという場をつくっているんですが、リアルな子育て中のお母さんのお話を聞かせていただく機会も多いことと、それから私の教室に通ってくれているお子さんたちは、目的が自己肯定感の土台を育みたい、その中で、1つでもできたという経験を増やしていくということを目的として教室を開いておりますので、不登校の生徒さん、それから発達障害、重度の知的障害、それから今グレーゾーンで、まだ具体的な支援を受けられずにお母さんが悩まれているというお子さん、それからひとり親家庭で、不登校のお子さんを抱えてお母さん自身も仕事がなかなか行けず、やはり貧困、その中でお母さん自身も孤立しがち。やはり行政に頼りたくても、なかなかそこまで足を運んだりとか情報というものがとても少なく、人づてに何かいいところはないかな、誰かいないかなと言って一生懸命探していらっしゃるといふケースも本当に多いなというのを肌で感じているんですね。ですので、このようなすばらしい取組をされている行政と、それから民間の、やはり私たちのように何かできないかなと言っている方たちがもう少し円滑にタッグを組んで、できる限り孤立させない育児、それから子どもたちが生きやすい宮城県というものを、もっともっと早急に、具体的に、何かをしていくことが本当に大切なのかなというところがすごく感じております。

私自身の娘もそろそろ29歳で、子どもを産んで育てる年齢ではありますが、やはり今、友人たちの子育ての関係を見ていると、とても子どもを育てたいという気持ちには正直なれないところの、本当にそういう声も、うちの娘だけではなく、とても多いという現状がありま

すね。やっぱりコミュニケーション力というものの、結婚に至っても離婚する件数もとても多いというのは、やはり一人一人の人間力、コミュニケーション力をもっともっと育てていく機会も大切なのかなというふうに感じております。

○足立会長 ありがとうございます。

今のご意見の中で、私もそう思うんですけども、この県の施策、非常に細やかなものがあるんですけども、なかなかそれが伝わっていない部分があるんですけども、これについては何かございますか。

○事務局 非常に耳が痛い話ではございますけれども、子育てについては、市町村さんの取組によるところも大きいですが、今ご紹介ありましたように、本当に民間の皆様のある意味手弁当かもしれないような取組によって支えられているところもある。そこに県としてもやっぱり光を当てていかなきゃいけない。本当に、今回、国でこども家庭庁ができてというふうにありますけれども、まさに今回こども計画というものを新しくつくりますよというのが一つの意識転換のきっかけにもなるのかなというふうにも思っているところでございますので、今いただいた意見、あるいはこれから先のこども計画の策定にどう反映できるのか、ちょっと引き続き検討させていただきたいと思っております。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会の齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 本日は施策、取組についていろいろ学ばせていただきました。ありがとうございます。

私のほうからは、こちらの第11条こども等の意見の反映の部分について、ちょっと意見のほうを述べさせていただければと思いますが、これまでの子ども・子育て施策に対しては、今まで大人が目線での子どもたちのためというふうな取組や視点がやはり強かったように感じております。ただ、こどもまんなか社会というところの中では、子どもたちが単に大人から守られる存在ではなくて、地域の一員として子どもたち自身も社会の中で、思いだったり、そういった意見を表明していく場というのがすごく大切だなというふうに思っております。

今、児童館業界では、石巻子どもセンターらいつを中心に、児童館の中での子どもの意見表明というところの取組が、全国的にも宮城県の取組、かなり注目を受けているところで、私自身も石巻の子どもセンターの子ども会議であったり、運営委員会、あと指定管理のときの子ども委員の発言なんかをちょっと聞かせていただくと、やはり子どもたちなりに、大人とはまた違った視点の中で、地域の中でのよりよい環境をどう考えていったらいいのかというところを

日常的にしっかり考えているなど。そして、子どもたちなりに自分たちの意見だけではなくて、そこに巻き込まれる大人の立場もしっかりと考えた意見を大人以上にしっかり述べてくれるような姿を見たときに、やはりこういった意見を施策に反映することで、本当の意味でのこどもまんなか社会というところにたどり着くのかなというふうを感じたところです。

なかなか今子どもの意見を表明する場というのが、各施設だったり各事業の中では少しずつ子ども会議だったりできてはいるところなんですけど、大きなところでの施策まで反映するというプロセスのところ、なかなか今の現時点では難しいように感じています。不登校対策であったり、やはり当事者である子どもたち自身のそういった思いだったり声を反映できるような、そういった取組自体を今後よりブラッシュアップして取り組んでいただけるようお願いできればというふうを感じているところです。よろしく願いいたします。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、宮城県中学校長会の佐々木貴子委員、お願いいたします。

○佐々木（貴）委員 宮城県中学校長会の佐々木貴子と申します。大変お世話になっております。

本日は、県の施策につきまして、本当に客観的な数値に基づいた丁寧なご説明いただきまして誠にありがとうございます。結婚から子育てまで切れ目ない、本当に細やかな施策を講じられているなということがよく分かりました。

私のほうからは、学校の立場ということで、大きく2点お話ししたいと思うんですけども、まず1点目は子どもの居場所についてでございます。

猛暑が続いておりまして、アラートが連日出されるようになりますと、夏休み中、部活動も、ちょっと学校に呼ぶこともできなくなっております。登下校中の送迎ができる人のみに限ればできるんでしょうけれども、なかなか登下校についても厳しい状況ですので、部活動の中止というようなことも続いております。

子どもたちは、タブレットを全員1台ずつ家に持って帰っておりますので、そういったもので健康観察とか、何か活動はできるんですけども、夏休み中の子どもの居場所というのがあるのかなというのを非常に危惧しているところでございます。というのは、家庭にエアコンがないという子どももいますので、非常に、そういった子どもの健康ですとか、あとはお昼です。食べているのか、朝ご飯、昼ご飯、ご飯を食べられているかというようなこととか、お盆休みに入る前にもう一回しっかり確認をしなくちゃいけないなというふうに思っているところなんですけど、NPOさんなどがとてもたくさんあるところはいいんですけども、郡部などはなかなかあまり手が及びませんので、できれば地域の公民館さんなど、公民館が一番いいのかなと

思います。勉強したり、クーラー効くところで、集まりやすい環境に公民館がなればいいのかなんて思っていて、そういった、生涯学習課さんなんではないかな、管轄は。公民館のほうで、何か子どもを寄せるような行事などを活性化していただければいいのかなと思っていますところですし、あとちょっと違うかもしれませんが、放課後児童クラブ、小学校のことを言いますと、熱中症が怖いのでプールにももう入れなくなっていますと。小学生は毎日プールに来るのが楽しみなんですけれども、それも来られないとなったと。放課後児童クラブも混んで大変なことになっていると思いますので、そういったほうの手厚い支援ですとか、そちらのほうに力を入れていただければなというふうに思っているということで、まず居場所について1点でございます。

それから、もう一点は、不登校についてです。今年度非常に中1の不登校が多いです。これは本校だけではないということはSSWさんにも聞いておりますので、大変不登校が多いと。恐らく、この3年間のコロナ禍の影響もあると思うんですけれども、不登校の陰には必ず家庭の不遇な状況がございます。例えば、お弁当の日でも、お弁当を作ってもらえない。もちろん中学生ですから、1人で作れとなれば、作れる年ではあるんですけれども、小学校時代からずっとそういったご飯を作ってもらえない家庭があるとか、または、あとは小さいときの虐待です。小さいとき受けた虐待というのは、一生の傷になりますので、ずっとそれは不登校の原因になっています。虐待を受けてからずっと思春期、大人になるまでの本当に心の傷になりますので、早期発見も大事なんですけれども、やはり虐待は未然防止を徹底していただくということをお願いしたいと思います。

虐待の未然防止のためには、子どもが小さいうちからの家庭への支援と私は思っています。妊娠、出産のときは父親とか母親と一緒に、両親一緒になって行くパパママ教室というのがあると思うんですけれども、1歳半とか3歳とか就学時前健診というのは、どれほどご両親一緒に参加されているのでしょうか。やっぱり産んでからのことが、子育ての1歳、2歳、3歳、やはり小学校に上げるまでの6つまでの子育てというのは非常に大事だと思うんですよね。第1子を産んでから2人目、3人目を産みたいと思うかどうかというのは、1人目産んだ後の子育てのしやすさにかかっていると思います。ここで社会的な支援があるかどうか、ここで本当に各家庭、核家族を社会で支援していけるかどうか、地域で支援していけるのかというところ、非常に大きな課題ではないかというふうに思っているんですね。おじいさん、おばあさんがいなくて見てもらえないというような家庭については、本当に1人目産んだ後の5年間くらいですか、そこもぜひ、市町村が一番力を入れているところと思うんですけれども、ぜひ力を入

れていただきたいと。不登校の未然防止ということは、その家庭の支援も大変重要なのかな
と
思っているところです。

あとは義務課さんをお願いなんですけれども、SSWの増員をぜひよろしくお願ひしたいと
思
います。大変助かっておりますけれども、まだまだ足りないということで、1日何校も掛け
持
ちで回っているような状況のようでございます。あとは、別室登校の支援、加配もつけてい
た
だければありがたいなというところでございます。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

喫緊のこととして、酷暑の中での子どもの居場所ということはあるかと思ひますので、こち
ら
の課だけの問題ではないと思ひますけれども、ひとつ受け止めていただければというふう
に
思ひます。

それでは、宮城県地域活動連絡協議会、佐々木とし子委員、お願ひいたします。

○佐々木（と）委員 佐々木です。よろしくお願ひします。

私は、母親クラブの会長として、いろんな県内の子育て広場に参加させていただいたり、そ
れ
から家庭教育支援チームとして県内の小中学校の生徒や学校の先生たちといろいろお話し
す
機会がたくさんあるんですが、その中で、ここに全然上がってきていないのはなぜかなと思
う
のは、発達障害という子どもたちが増えているというのが全国でも出されているんですが、
で
もそこが問題ではなくて、発達障害に似たような、発達障害ではないんだけど、発達障害
の
子と同じような行動をする。うろつく、授業中も立ち上がったたり、それから騒いだり、何
で
すか、子ども同士でけんかする。気が荒くなったり、切れたりという子どもたちがすごく増
え
ていて、それでもう学校で授業ができないような状況で、その原因というのが、先日、東
北
大の小児科の先生の話をお聞きしたのですが、長時間利用でメディアを見るというか、夜遅く
ま
でゲームをしたり、それからテレビ、スマホ、そういったものを11時ぐらいまで見ていると、
睡
眠時間がまず少なくなる。睡眠時間、寝ているようだけれども、寝る前までにスマホとかを
見
ることによって、脳は全然休めていなくて、次の日も学校に行ったらぼうっとして、それが
1
年続くと授業が全く頭に入っていないので、2年生ぐらいになると、やっていることが分か
ら
ないので、落ち着いて授業を受けられなくなってそういう行動が出たり、それから脳が一番
幼
児期とか発達する時期なんですけれども、その時期についつい幼児にも長時間スマホとかタ
ブ
レットとかを与えて子育てをさせてしまっている。そういう状況は、保育園の先生からも話
が
出ていて、発達障害かどうかを検査してきてくださいと言うと、なかなか検査する場所がな

い。それから、検査は東北大の小児科あたりでも2か月待ちということで、どうやって検査して、この子がそうなのか、いや、違うんだったら早く生活習慣を何とかするという方法とかいろいろ決められるんだけど、その検査するところがなかなかないという話を伺いました。

医療機関というか、ちゃんとした診断とか、そういうものがつけられないまま小学校に入ってしまうことで、小学校では普通の授業ができないということが起きているというのを話されていました。ですから、発達障害もどきというか、発達障害ではなくて、原因がスマホの長時間視聴や生活習慣の乱れ、それから愛着障害という、これが子どもが成長していく中で、保育園、幼稚園過ぎて小学校に入ったときは、授業がちゃんと受けられない子どもというのができ上がってしまっているというのを、何とか早く、見てもらえるという、何かそこら辺をうまくつなげられるといいのではないかなと思っていましたので、よろしくお願ひします。ちょっと長くなりました。

○足立会長 今の件、よく私どもも承知しております。最近、発達相談支援センターの受理件数が、1.5倍になったとうかがっています。急に増えた理由は、愛着に課題があるお子さんや生活リズムに乱れのあるお子さんなどが増えたためと考えられています。これらのお子さんとは発達障害のお子さんの違いは、観察をすればわかります。現在、県内のいくつかの自治体は、保育所などに対するスーパーバイズ制度を設けていますが、まだ手つかずのところもあります。ぜひ、保育所などへの専門家の派遣をお願いいたします。

それでは、公募委員の佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤（作）委員 佐藤です。本日は、皆さんのご意見、また施策へのご説明、ありがとうございます。ありがとうございました。

私は、普段子育て支援センターと、あとファミリー・サポート・センターの運営をしております。また、あと、放課後子どもたちにプログラミング事業のほうのサポートもしております。その中から今回の意見と何点か説明させていただければと思います。

まず1点がこども基本法のほうで、第11条のこども・子育て当事者の意見を聴取して反映させるというところがあるんですけども、子育て広場に遊びに来ている方も、なかなかそういう意見を反映させる、聞いていただける場がないというので、お母さんたちもすごい意見を届けたいんだけどどうしたらいいんですかということで話があるので、私たちはそういう場を設けて、スタッフがまず話を聞いて、それを議員さんに相談するという流れを今つくっています。なかなかお話を聞いていただける場がないと思うので、ぜひそういう機会がほかの市町村さんでもあればいいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、もう一点が放課後ICT活動のほうなんですけれども、通常は別な会場で講座として月2回開催しているんですけれども、やはりそうするとプログラミングをさせたいんだけどもお金の面とか送迎の面とかでなかなかできないという親御さんが多くて、6月から放課後の小学校の空き教室を利用して、今、月2回開催しております。学校と民間が連携してやっている事業なんですけれども、そのことによりまして、やはりひとり親の親御さんとかも、すごく送迎の面とか、また学校でやるということで、補助とかも全部こちらでカバーしてやっておりますので、すごく学びの機会をいただいておりますという声を多くいただいております、子どもさんたちがどんどん自分でもいろいろやってみたいという探究心がすごい強くなっていくのを感じていて、私たちが全然追いつかないくらいになっているんですけれども、ぜひそういうのを県とも連携してどんどんやっていければいいなと思いますので、まだボランティアで活動している団体ですので、ぜひそういう面でもサポートなどしていただけたらありがたいなと思っております。

あと、もう一点がファミリー・サポート・センターのほうの事業なんですけれども、山元町でも開催して何年かなるんですけれども、今年度初めて4月に障害のある子をお預かりしたんですけれども、それというのは、やはりケアハウスのほうで、4月、5月はすごく手がいっぱい、お預かりすることができないということで、引き受けていただけませんかというお話だったんですね。児童館のほうでも、ちょっと難しいということで、ファミサポさんでということだったんですけれども、その受入れに当たりまして、なかなか例のない障害のあるお子さんだったので、まず保育所のほうに何度か足を運びまして、日頃の様子とかを見たりとか、環境になじめるかどうかとか、あとマッチングとかもあるんですけれども、4月、5月とサポートしまして、無事にお渡しすることができたんですけれども、やはり発達障害とか、障害もあったんですけれども、最近増えているなというのもすごく感じているとともに、私たちもまだまだ勉強をしなければいけないなと思いますので、そういう勉強の機会も増やしていきたいなと思っております。

プログラミングのほうにも実は発達障害の子が4人、今来ております。皆さん、やっぱり親御さんが、そういう場に行かせるのがすごく不安だというお声があったんですけれども、そのときはもう親御さんを離れて私たちスタッフが見ているんですけれども、お子さんすごく集中してやっております、親御さんのほうがまさかほかの大人の方とこうしてコミュニケーションできると思わなかったということで、すごく驚かれているような感じなんですけれども、そうやってどんどん私たちも受入れできる環境をつくっていききたいなと思っておりますので、今後

ともよろしく願います。ありがとうございます。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、宮城県助産師会の塩野委員、オンラインですけれども、よろしく願います。

○塩野委員 宮城県助産師会の塩野と申します。

皆様、本当に今日はいろいろなご意見伺わせていただきまして、大変学ばせていただいております。

私は、助産師という立場で、先ほどの妊産婦電話相談などの事業などもさせていただいたり、それから直接こちらとは関連ないかもしれませんが、産後ケア事業などを通して、本当に子育て等の不安な皆様に寄り添う支援をさせていただいています。本当に今コロナ禍がちょうど明けてきて、病院さんによっては夫立会い分娩も再開していたりして、私も両親教室というのを20年以上やらせていただいているんですけれども、最近は本当に夫立会いをするというご主人も増えてきておりますし、それから昨年の10月から始まりました産後パパ育休というのを取得するパパさんも増えてきておまして、今すごく、またこの父親の皆様が子育てに少し前向きな姿勢を見せているちょうどいいタイミングかなというふうに感じております。本当に、この数年、コロナのちょっと前あたりからやっぱり男性の育児に対する意識というのは非常に変わってきて、まだまだ問題はあるのかもしれませんが、やっぱりそういう父親への支援というものを、今のタイミングに合わせてもっともっと自治体と行政も盛り上げていくということがとても大事ではないかなというふうに思っております。

今実際に子育てしている世代のみならず、私たち助産師は、思春期ですね、これから次世代を担っていく生徒さんたちにも、いろいろな命の大切さとか、あと実際妊婦体験の服を、ジャケットなどを持っていったり、あと赤ちゃんの人形などを持って行って、そういう体験事業などを通して、助産師としてできる、いわゆる包括的性教育という機会をいただくことがあるんですけれども、本当にそれは大事な事かなというふうに思っています。

少子化は進んではいるんですけれども、本当に皆さんがこの宮城県というところで守られて育っているということ子どもたちにしっかりと伝えていくということ、どういう伝え方かというのは具体的には分からないんですけれども、もう今日もいろんな職種の方々が一生懸命考えていらっしゃるし、それぞれの立場からも本当にみんな一生懸命守っているんですけれども、それが本当に子どもや育児をしている、本当に今育児真っ最中のママたちに伝わっているかどうかということがすごく何か見えないところなのかなとか思うので、先ほどのこども基本法の

今後の方法論などは、可能性としては非常に期待するところもあるかなというふうに感じております。

本当に、どういうふうに、例えば先ほどから結婚応援サポートがどんなふうに周知されているのかということの質問などもありましたけれども、何か全体像が見えない。本当に育児に入ると自分たちのことしか見えないし、子育てに入ると周りから遮断されたような形になって、なかなか周りが見えにくくなってしまいますので、そういうところへのアプローチなども今後ぜひとも検討していくべきではないかなというふうに感じておりました。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、宮城県私立幼稚園連合会の関委員、お願いいたします。

○関委員 先ほどから子育て幸福計画の内容の盛りだくさんな話を聞いて、宮城県でもこんなにたくさん子どもたちのこと、それから若い世代の方のこと、いろいろ多方面において考えてくださっているなということが一番に感じました。

そして、先ほど塩野先生がお話したように、うちの園の事例で申し訳ないのですけれども、やっぱり独身の女性が多いです。そして、出会いがないというようなことで、サポートをして、宮城県でもいろいろ考えてはいるようですけれども、なかなか周知が難しいのではないかなと思います。もう少し宣伝していただくなりすると、もうちょっと出会いがあったりとかするのかなというようなことを感じています。

先生たちに聞くと、結婚はしたい。子どもも産みたい。みんなお母さんと同じように、幼稚園にも通わせたい。認定こども園にも通わせたい。そして仕事も辞めたくないというような話も聞きますが、なかなかそのアピールの仕方が浸透できていないのが事実なのではと感じていますので、その辺の、PRの仕方とかを工夫して、考えていただくといいのではないかと感じます。

それから、こども基本法の概要としていろいろ示されていた中で11条にありましたように、こどもとか子育ての当事者に意見を聞くということが大事であると思います。本当に子どもたちは、小さいながらいろんなことを考えています。また、5歳児になると、ちゃんとお話ができますので、特によく家庭のことを分かっていたり、見たり聞いたりして、「6時まで僕は我慢しなくちゃいけない。なぜかというパパもママもお仕事だから」と言います。お母さんが一番大好きだから、頑張って本当にけなげな姿で毎日預かり保育でお迎えを待っています。では、当事者として一生懸命共働きをしているお母さんとお父さんにはどんな悩みがあるのか。

どんな支援を望んでいるのか。そういうことを直に聞いてお話などを伺っていくことというのはとても大切だと思います。そして、彼らが何を不安に思っているのか、どんな手助けをしてほしいのかなど、具体的な提案による支援をしていただくと、よりよく、私も幸せ、子育てすることがこんなに楽しいんだということの実感をお母さんたち、お父さんたちが感じられるのではないかなということ強く思います。あと最近では、お父さんたちが大変協力的です。送り迎えは全部お父さんに任せていますとか、休みのときにはお父さんがお料理を作るとか、そういうふうにして分担をしてくださったりするご家庭も多くなってきていますので、そういうところも支援の一環として、父親教室など、たくさん考えてくださっていることをもっと具体的に、お父さんたちに届くようにしていただくといいのではないかと感じています。

それから、保育士不足です。大変悩んでいます。一人一人仕事がきつかったりとかご家庭の事情で辞めたり、やっぱりそれを補うことがとても大変ということがありますので、何とかしてほしいなというようなところですね。また、国に対する、教諭の配置基準改善の要望により、これが改善されるということに加え、就労の有無にかかわらずいつでも誰でも幼稚園・保育園に通っていいですよという「こども誰でも通園制度」が国の政策として出されました。しかしながら、これではますます保育士不足になるのではないかと懸念しています。こんなにたくさんの人たちがたくさんいいですよと言ってはいますけれども、国では現状が全然分かっていないなと思っておりますので、その辺をどうするか。

それから、保育士の質の向上です。保育士不足に関わることももちろんですが、誰でもいいですよ、どうぞ来てください、保育園でも幼稚園でも預かりますよといったときに、本当に質が保たれるかどうか、これがすごく問題になるかと思っておりますので、保育の質と、それから保育者をどう育てていくか、そういうところがすごく問題になるということです。

また、公定価格がずっと数年据え置かれています。今は物価が上昇していますので、物価が10%上がれば公定価格が10%上がる、そのような国の基準の見直しを考えていただきたいと思っています。何年も何年も据え置きでやっていくとなると、結局保育士のお給料もそんなに上げることができなかつたりということになってきますので、その辺も検討の大きな材料になってくるかなということを感じています。やっぱりそれが処遇改善につながらなかつたりということになると離職者が増えたりということになってくると思っておりますので、その辺を考えていただきたいと思っています。また、幼小の連携ですけれども、学校によって様々なので、とても連携がスムーズにいく学校と、なかなか連携がうまく結びつかない学校と、忙しくて小学校の先生となかなかお会いできなかつたりということがありますので、盛んに幼小の架け橋プログラム

とかいうお話がありますが、連携についても、具体的に見えるような形で、学校の先生の意識を高めていていただきたいと思っています。そうすることによって、「生まれたときから継続的に子どもたちを見ていますよ」というようなことの形につながっていくのではないかなということを感じています。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○志賀保健福祉部長 大変恐縮ながら、私、市外公務が次に控えておりまして、途中退席をちょっとここでさせていただきたいということでございます。本日、本当に、大変6年前から変わらず、緊張感のある中にも厳しく、そういった中でも明るく前向きに取り組んでほしいといった意見を多数いただきました。本当に私、6年前から合計特殊出生率下がりっ放しという現象には大変心を痛めショックを受けている一人でございますけれども、そんな中でも、私たち自身が、子どもが下を向くことなく、めげることなく、皆様から頂戴した明るい前向きなエールを力に変えて、子どもたちのために前向きに頑張っていくような施策を今後取り組んでまいりたいというふうに改めて今日思いました。本当にありがとうございます。途中退席、本当にお詫び申し上げますが、委員の皆様も本当よろしくお願いします。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、宮城県保育協議会の高野委員、お願いいたします。今ミュートになっているかもしれませんね、先生。

○高野委員 聞こえますか。（「はい、聞こえます」の声あり）

すみません、私もいろいろ途中で手を挙げたかったんですけども、虐待とかのお話になりますと、実際のこのように公開での話合いの場ではなかなか具体例をお話できないので、足立先生がいろいろお話したり、他の方々がお話したので、しょうがないかなと思いますけれども、虐待に関しては、現場にいますと、形が変わってきているんです。叩いて、例えば傷害に問われれば虐待が分かる。いろんな、例えば風呂も冷たい水に入れると心臓麻痺で死ぬ。だから、水を5センチから10センチぐらい張ってそこに座らせるとか、本当に、何か変な話なんですけれども、虐待がとても微妙な形で分からないようなところで進んでいるのと、それからもう一つ心理的、精神的な虐待ってなかなか理解していただけない。でも、保育所で子どもたちを見ていますとよく分かりますから、ただ、それもかなり厳しいです。児童相談所でも一生懸命やってくれるんですけども、児童相談所にもまた大変いろんな壁がありまして難しいです。本

当に子どもを救えるかといったら、私は正直救い切れいていません。そういう問題もいっぱいあります。

虐待はいろんな方からご意見ありましたからいいですけども、私、どうしても訴えたいのは、こうやって子ども子ども子どもとは言うんですよ。でも、結局親支援なんです。子ども、要するに子育て支援ですから。でも、私は、いろんな方の意見を聞いていて、やっぱりみんな感じていると思うんですね。要するに、今の子どもたちが今の状態では救われません。結局親なんです。子どもを産むためには、ここでお金出しましょう。子ども1人幾ら出すからこうだということで、なんかこう、私は19年生まれですから戦中生まれなんですけれども、よく小さい頃聞いた「産めよ増やせよ」の形が今の時代だから言えないだけで、形は私同じだと思います。お金出すから産みなさいという。それに私はまず、皆さん、ちゃんとした意見持たなきゃいけないだろうと思うのと、それから子育て支援でありながら子ども支援がない。私はもう50年保育所で働いていますから分かりますけれども、本当に先ほどから皆さんおっしゃるように、子どもが危ないんです。いつも足立先生なんか愛着障害についてもお話しすけれども、子どもの心が育っていないんです。それは決して子どもが悪いからじゃなくて環境なんです。だから、そういった意味では、よく私もこの委員になってずっと最初からいるんですけども、子ども、ゼロ歳、おぎゃあと生まれたときから、本当に子どもはどうするのかということを考えないと、いろんな国でも何でも出すんです。いろんな方針とか出ますよ。エンゼルプランから始まって、どれ一つとして成功していない。それは子どもの側に立っていないんです。大変なんです。だから、そうすると親も子育てが大変になる。だから、いろんなことはいいんですけども、本当に子どもにどうするか。私、年齢で、もうすぐ80になりますから、古いなと言われるかもしれないけれども、子どもの心を育てるのはやっぱり人なんです。愛を持って育てると言っても、愛が分からないお母さんには愛を持って育てられません。虐待を受けてきたお母さんに、子どもはかわいいでしょう、かわいがって育てるんだよと言っても、自分が愛されたという実感が無いお母さんに、いっぱい愛しなさいよというのは無理なんです。まずお母さんを愛してあげないと。そういう難しいのを、本当に保育所の先生たち、本当によく頑張っていてやっています。だから、おぎゃあと生まれたときから子育て、決して小学校に行ったらどうのこうの問題じゃないんです。食育だって何だって、全部ゼロから始まるから、そういった意味での大切さというのを私はこの委員会ですってきただけですけども、何か言葉はいっぱい並ぶんですけども、実際じゃあ現場ではそうなっているかといったら、正直なっていない。本当に、今の子どもたちに、人と人の関わり、心と心。だから、私は親さんに

は、心を育てるとするのは、心で育てるんだよ。愛情を持って育てるということは、愛がないと駄目なんだよという、そういうお話をします。だから、難しいことではない。でも、小さいときからタブレットとか何とかというのは、実際持参して保育所に来ますから、親さんが泣いてぐずるからと持たせて来る。でも、うちは玄関入るときは、もうそれは駄目というふうにお話していますけれども、もう一つ最近気になるのは、学校との連携なんですよ。

幼保小の連携というのは、何か1年に1回集まって情報交換をするというけれども、私、それじゃないと思うね。何か小学校1年生、一頃言われた小学校1年生が、もう学校というか、学級崩壊しているというけれども、そうすると学校から言わせれば、幼稚園、保育所、何しているの。私たちは、ちゃんと送ったつもりだというところで、そういうのも何か解決されないまま、今度今は学校に行ったら、先生は大変なのは分かりますけれども、タブレットを預けられる。なかなか先生の人として、子どもの人としての関わりが、私はだんだんどんどん薄くなっていくような気がします。

だから、すごくゼロ歳から6歳まで、いつも言っていますけれども、ここでこれからの子どもたちが生きていく人となりができちゃうのね。だから、私は、ゼロから就学まで、未就学児の6年、すごく大事にしたい。でも、先ほど関先生もおっしゃいましたけれども、保育士がいないんですよ。保育士の労働条件が悪いから誰も来ない。でも、私は、ぜひここは、本当に保育士たちが安心して子どもたち一人一人に目がかけられ、愛情をかけて思いやりを持って保育できる、そういうのを今つくらないと絶対駄目です。だって、子どもが人を愛したり、人を思いやるというのが育たないんですよ、あの環境では。だから、ぜひ私は、いろんなものを目標を掲げて、こうやって報告してもらうのは大変いいです。でも、もうちょっと基本的なところに触れて、子育て、そして子ども支援を考えていただきたいな。今度子どもの権利条約とかいろいろありますから、少し私たちもそういうことでは研修を重ねて職員の資質向上はしていきますけれども、圧倒的に足りない今の保育士の、保育環境の中では、子どもたち一人一人に愛情をかけて、心を砕いて保育をしていくというのは大変難しいです。ぜひ、このところを本気になって皆さんに考えていただきたいなと思って、時計を見ながら話しているんですけども、ちょっと長くなりましたけれども、もっともっと言いたいこといっぱいあるんですけども、まだ発言されていない先生もいらっしゃるの、これで失礼します。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。後で私のほうで代弁しますので。

それでは、ファザーリング・ジャパン東北の竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員 ありがとうございます。竹下です。

手短に、3つまとめてお話ししたいと思います。

まず1つ、パパ育休についてなんですけれども、やはり先ほどほかの議員の方からもお話ありましたように、パパ育休、どんどん取得が増えてきています。ただ、一方で、やはり宮城県は中小企業が大半ですので、大企業で取得される方は多いんですけれども、本当に宮城県内で一握りです。なぜかというとなんだけ労働人口が減るということで、企業としてもあまり推奨しているところはまだまだ少ないのかなというふうに感じております。同時に、パパ育休が増えることによって今後増えていくだろうと思うのが、男性による産後うつです。これ実際に、もうファザリングのほうでは出ているというのをニュース等で確認しております、ぜひ、母親学級、もちろん父親学級もあると思うんですけれども、男性の方にも産後うつがあるとか、あと産後クライシスがあるとか、そういうことが女性と同じように起こり得るんだよということをご伝えていただきたいと思っております。

2つ目です。今、私、夫婦カウンセリング業を本業としておりますが、カウンセリングしていて、大きく若い方たちの悩みというのが変わってきているなというのを感じています。先日、30代のまだお子さんいらっしゃらないご夫婦のカウンセリングしましたところ、お聞きしたら、キャリアを優先したいので、子どもはまだ作る予定はありませんということだったんですね。30代で、正直キャリアを優先。あと何年。そうすると、正直もう出産できる年齢制限というのがありますので、やはりこれがキャリアを推奨することによって、こういった状況が起きてきているんだなというのがちょっとショックを受けました。

あと、もう一つは、男性の方だったんですけれども、自分が父親や母親からあまり愛情を受けて育ってこなかったもので、結婚をしたけれども、子どもは産むことは考えていないというお話をいただきました。どうしてですかと言ったら、自分が受けていないからこそ、どうやって子育てをしていいのかわからないし、子どものいる家庭というものを想像できないというお話をいただいて、夫婦になったからとはいえ、もちろん産む、産まないの選択はそれぞれ自由だと思いますけれども、こういった考えをどうにかしてちょっと変換とか変えていくとか、そういったことをしていかないと、このままますますお子さん、子どもというのは増えていかないのではないかなというふうになんかと感じております。

3つ目、こどもの意見の反映なんですけど、これはとても賛成です。やはり子どもたち、私今4歳と中学校1年生の子ども之母なんですけれども、すごく子どもなりに意見を持っています。本当に私、自分の子どもでお恥ずかしいんですけれども、中1の息子が、早く宮城県を出てほか

のところに行きたいと言うようになってしまいました。本当にショックを受けました。なぜ、子どもからすると、やはり都会はすごくいいように見えてしまうんですね。私からすると、いろんなどころを知っているので、宮城県でこういうたくさんいいところがあるんだよというのを伝えて、なるほど僕が住んでいる宮城県にもこういうところあるんだというふうに分かってはくれているのですが、それをもっと小中高の子たちに伝えていくことによって、大学生、就職するときに、もしくは大学進学するときに、宮城県から流出しない、こういったことを防げるのではないかなと思いますので、ぜひこどもの意見、幅広く募集していただいて、ぜひ今後の宮城県に役立てていただきたいと思います。以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、石巻市保健福祉部子育て支援課の津田委員、お願いいたします。

○津田委員 石巻市の津田でございます。いつもお世話になっております。

先日、7月なんですけれども、県の事業で、「みやぎの現場訪問事業」というところで、宮城県の村井知事さんに当市の子育て支援センターのスマイルのほうに視察のほうにいただきまして大変ありがとうございました。

またあと、先ほど放課後児童クラブ連絡協議会の齋藤様のほうから、石巻市子どもセンターらいつの取組についてご紹介いただきまして大変ありがとうございます。本市におきましても、こども基本法施行に伴いまして、子どもが関連する施策の施策事業へのこども等の意見の反映が掲げられているというところで、職員に対して、こども基本法と子どもの権利の理解を深めてもらおうということで、職員を対象にして研修会を実施いたしまして、各これからの施策事業にこども等の意見を反映してもらえるような理解を深める研修会を行ったところであります。

本市におきましても、令和7年度から策定、実施いたします第3期子ども・子育て計画策定のほう、準備のほう取りかかっているところではあるんですけれども、なかなか肝心のこども大綱が出ていないというところで、一步進んだ、何というんですかね、取組というんですか、準備ができないというところで、足踏みをしているところでもあります。大綱まで出されましたら、県のほうの計画との勘案をしていかなければいけないというところですか、あとこども等の意見の反映というところの機会を設けなくちゃいけないというところで、かなりタイトなスケジュールになるのではないかとこのところが予想されているところでもあります。県におかれましては、いち早く情報が入りましたら適時いただけると市のほうでも助かる場所でもあります。

あと、来年の4月からですかね、こども家庭センターの設置というところで、こちらのほう

も並行して進めていかなければならないところでもあるんですけども、当市の子育て世代包括支援センターのほうの相談もかなり多岐にわたって複雑化した問題等が寄せられているところでもあります。伴走しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、委員の皆様、ご協力のほうお願いしたいと思います。

○足立会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本図委員、お願いいたします。

○本図委員 ありがとうございました。

時間が大分超過しているところで、皆様のご意見ごもっともで、多岐にわたるわけですが、私の立場としては、会長を補佐しているんですが、やはり教育のところからということで、ちょっと重点的に改めて申し上げたいんですが、県の皆様はご存じだと思うんですけども、今年の1年生の人数の半分にも満たない出生率の自治体が複数ございます。5年後に、5年後はそれを押していくわけですね。10年後に、単純に言うと学校数が半分でよくなる。これはもう負のスパイラルになっていくわけです。5年後です。すごく衝撃的な事態になっていると思うんですね。それで、本当に子どもを育てやすい、そういった環境を早急に宣伝し、ご理解していただくということは、私は村井知事に手紙を書きたいぐらい、自治体から「いや困った、1年生の半分にも満たない出生率なんだよね。しかも、里帰り出産含むです」という事態を聞いて、「えっ」と思って調べたら、それ1個じゃないということなんです。1自治体じゃないということなんです。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そういう点で、今日も本当マスコミの方が1万人ぐらい来ていただくような本当に重要な会議じゃないかと思うんですが、重点的にやっていく点がだから必要だと思っていまして、全部の業種でそうあってほしいんですが、少なくとも公務員の中で、それから先ほど幼稚園の先生、保育所の先生とありましたけれども、義務の先生たち、高校の先生たちも、教職というのは子育てもしやすい。子どもの幸せに係るし、自分のプライベートであっても子育てしやすい職なんだというふうに転換していく施策を、ちょっとのことでいいので、やっていくことはできると思います。ぜひお願いしたいです。

具体的に言うと、6時の保育所のお迎えのために5時退勤のところを4時にしてくれ。校長先生から、泣く泣くそれできない。すなわち4時に帰るということを認めるということは、この1年あなたは担任にはできないということだよねということになる。校長先生も本当に子育て応援したいけれども、4時、1時間早く有給使ってもいいから1時間早く帰るということは、それは、そんな、じゃ担任以外の人たちを差配していくという余剰が学校にない。ということ

を聞いたことがあります。本当にちっちゃなことなんですけれども、そういうことの積み重ねで、それから教員の先生たちは、幼稚園、保育所にしろ、社会的な信頼失墜行為ということもすごくお考えになっていて、民間のマッチングアプリだとか、いろんなところに出て行くのはすごく勇気が要ることで、県のそういったパスポートにも恐らく登録していないと思います。やっぱりそういう若手の先生たちにとっても、プライベートも充実する、いろんな多様な教職員集団であるように、ぜひ応援をしていただきたい。そこから、それは県庁にも言えるかもしれないんですが、隗から始めよで、子育てしやすい宮城県への突破口にしていきたいと思っています。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

時間が15分超過しまして大変申しわけありませんでした。委員の皆様には貴重なご意見ありがとうございました。県におきましては、ぜひこれらを県こども計画策定等に生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会 足立会長、ありがとうございます。

4. その他

○司会 最後に、4その他といたしまして、ここまでの議事以外のことで、ご意見、ご質問等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5. 閉 会

○司会 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。